

2019年度加入の保険について

すべての会員の方に、特定非営利活動法人スポーツクラブいっしきが加入する総合型地域スポーツクラブ専用保険に加入していただきます。

事故・ケガ等については保険の適応範囲内で対応します。

スポーツクラブいっしきの活動、サークルでの年間活動計画にある活動に対して適応されます。

事故・ケガ等が起こった場合は速やかに、事務局にお越しく下さい。

※平成27年度まで加入していましたスポーツ安全保険とは異なります。

補償内容等変更となりましたので、ご了承願います。

保険の種類	総合型地域スポーツクラブ専用保険	
保険適用期間	平成 31 年4月1日～1年間	
補償項目	傷害死亡保険	300 万円
	傷害入院日額	3,000 円
	傷害通院日額	2,000 円

※お怪我をされ保険請求をされる場合には必ず、
領収証等の添付が義務づけられています。

総合型地域スポーツクラブ専用保険について

重要事項の説明

☆保障の内容

保険金の種類	保険金をお支払する場合	お支払する保険金額
死亡保険金	事故によるケガのため事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額
入院保険金	事故によるケガの治療のため事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数
通院保険金	事故によるケガの治療のため事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院された場合(限度日数90日)	通院保険金額×通院日数

☆保険金が支払われない場合

- ・故意または重大な過失がある場合
- ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ・保険診療資格のない施設での受診は本保険の対象外となります。(マッサージ・針・灸など)
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
(被保険者が自覚症状を訴えてもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないもの)

☆事故が発生した場合

事故が発生した時は、**2週間以内**に事務局に連絡してください。手続きは事務局が行います。速やかに手続きを進めるにあたり**2週間以内**に連絡がない場合、減額になる場合があります。

保険金請求権については時効(3年)があります。この場合お手続きは請求者ご本人にてお願いいたします。

☆事故報告と保険請求について

事務局に事故発生状況報告書兼現認証明書があります。

そちらにご記入後、事務局より保険会社へ連絡をします。その後は、保険会社より、保険請求者様宛に書類が届き、請求者様と保険会社とのやり取りになります。

問合先:特定非営利活動法人スポーツクラブいっしき事務局(一色B&G海洋センター内)

☎ 0563-77-2858 休館日月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日が休館日)